

令和3年7月5日

長久手市新型コロナウイルス感染症対策 中小企業者等経営改善等補助金のご案内

長久手市では、中小企業者等が実施する経営改善や感染症対策に係る経費について、市独自に中小企業者等経営改善等補助金を支給します。

1 対象

- (1) 長久手市内に事業所または店舗がある中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他の法人 ※本店が長久手市以外でも対象となります。
- (2) 交付申請日及び交付決定日において倒産・廃業をしていないこと。
- (3) 暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 補助対象事業・補助対象経費（裏面の一覧表を参照）

令和3年4月20日から12月31日の間に、補助対象事業を実施し、支払いを完了した経費について補助の対象となります。

3 補助金額

1事業者あたり上限10万円（補助対象経費合計の2分の1、千円未満切捨）

市内に複数の事業所のある事業者においても申請は1回のみとなります。

※補助金額については、予算の範囲内で交付するものとし、必ずしも申請金額を担保するものではありません。

4 申請受付期間

令和3年7月5日（月）～令和4年1月28日（金）当日消印有効

※交付申請額が予算額に達した場合、受付を終了することがあります。

5 申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要な提出書類をチェックリストで確認の上、原則、郵送にて提出してください。

交付申請書等の様式は、長久手市ホームページからダウンロードすることができます。提出時には必ず控えをとり各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。提出した書類の控えは、支給決定から5年間保存しておいてください。

6 支給方法

長久手市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に通知するとともに指定口座に補助金を振り込みます。申請内容が不適当と認められる場合も申請者に對しその旨を通知します。

支給決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により補助金の支給を受けた場合は返還しなければなりません。

【お問合せ・申請書送付先】

〒480-1196 長久手市たつせがある課 経営改善補助金担当宛

電話番号 0561-56-0641 (平日のみ8:30～17:00)

中小企業者等経営改善等補助金 補助対象事業一覧

事業区分	補助対象経費	経費の具体例
経営改善	雇用確保 就職フェア、合同企業説明会等の出展費用	<ul style="list-style-type: none"> ・出展小間料（オンライン出展料） ※出展小間料以外にかかる費用も対象 ・ブース装飾代（社名板、パンチカーペット等） ・電気設備代、電気工事代、水道・ガス工事及び使用料 ・備品レンタル代（机、イス） ・フェア用の特設 HP、パンフレット掲載費用
	就職情報誌、就職情報サイト等の掲載料	<ul style="list-style-type: none"> ・就職情報誌への求人情報の掲載料 ・就職情報サイトへの求人情報の掲載料
	その他、雇用確保を目的とした事業の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・求人チラシ作成費、デザイン料、印刷製本費、新聞折込料
販路拡大	自らの製品や技術について見本市、展示会等の出展費用	<ul style="list-style-type: none"> ・出展小間料（オンライン出展料） ※出展小間料以外にかかる費用も対象 ・ブース装飾代（社名板、パンチカーペット等） ・電気設備代、電気工事代、水道・ガス工事及び使用料 ・備品レンタル代（机、イス） ・フェア用の特設 HP、パンフレット掲載費用
	自らの事業に関するホームページを開設・改修の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ制作費（デザイン料含む） ※ランニングコスト（月額使用料等）は対象外
	自らの事業を広告するための看板等の作成費用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用看板の制作費、デザイン料 ・設置工事費
	その他、販路拡大を目的とした事業の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等広告物の作成費、デザイン料、印刷費、新聞折込料 ・EC サイトやショッピングサイトへの新規登録料 ※ランニングコスト（月額使用料等）は対象外
新型コロナウィルス感染拡大防止措置	キャッシュレス対応機器導入の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・機器購入費、ソフトウェアの購入費 ・システム導入にかかる初期費用（設定作業費等） ※ランニングコスト（月額使用料等）は対象外
	セルフレジ対応機器導入の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・機器購入費、ソフトウェアの購入費 ・システム導入にかかる初期費用（設定作業費等） ※ランニングコスト（月額使用料等）は対象外
	テイクアウト、デリバリーサービスに必要な費用	<ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウト支援サービスや宅配代行サービスのシステム導入にかかる初期費用 ・テイクアウト等にかかる消耗品費（1点 5,000 円未満） ※容器代、割り箸、おしごり代 等